西尾市雇用安定支援補助金（以下補助金）の申請フローチャート

雇用調整助成金等（以下助成金）の支給決定通知を労働局から受領

↓

西尾公共職業安定所に雇用保険法の適用事業の届出をした事業所があるか否か

- ある → 支給決定された助成金の内容へ
- ない → 市内に本社があり労働者災害補償保険の適用を届出したか又は暫定任意適用事業所は市内に住民登録があり かつ農業等個人事業所に係る証明書の添付があるか否か
  - ある → 支給決定された助成金の内容へ
  - ない → 補助対象外

支給決定された助成金の内容

- 休業に係る助成金 → 支給決定された休業に係る判定基礎期間は、4/1～9/30を1日でも含んでいるか へ
- 教育訓練・出向に係る助成金 → 補助対象外

支給決定された休業に係る判定基礎期間は、4/1～9/30を1日でも含んでいるか

- 含んでいない → 補助対象外
- 含んでいる → 令和2年6月改正後の助成金の助成率 へ

令和2年6月改正後の助成金の助成率

- 4/5, 2/3, 3/4 → 助成金等の助成額算定書内の「1人日当たり助成額単価」が8,330円（旧上限額）となっているか へ
- 10/10 → 補助対象外

助成金等の助成額算定書内の「1人日当たり助成額単価」が8,330円（旧上限額）となっているか

- 8,330円である → 上限額が8,330→15,000により、差額分の助成金が国から支給されます。
  差額分の助成金が支給決定された後に申請してください。
- 8,330円ではない → 過去の休業手当を従業員に遡って増額支給をしない

交付申請額を算出

別紙「算定書」により交付申請額を算出してください。
（年度上限額 中小企業者50万円 大企業100万円）（国＋市の１人あたり日額上限単価15,000円）

- 交付申請額が千円未満 → 補助金対象外
- 提出書類の確認へ

提出書類の確認

チェックリストにより添付書類や必要事項を再確認してください

↓

交付申請について

郵送申請：〒445-8501 西尾市商工振興課 雇用安定支援補助金担当　宛て

窓口申請：西尾市役所２階　商工振興課

申請期限 令和2年12月31日（消印有効）

↓

申請書類の審査・交付決定

申請書類の内容を審査し、交付・不交付を決定し通知します。

↓

口座振込

指定口座に振込をします。
申請書類受理後おおむね3週間程度を見込んでいます。